



2026年5月1日

お客様各位

キャッシュレス納付のご案内

新緑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今月は、キャッシュレス納付（法人税、消費税、法人事業税、源泉所得税等）をご案内致します。近年、国税庁では、利便性の向上及び事務の効率化を目的として、納税手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進しています。

この方針に基づき、「紙の納付書」を使用した納付について、取り扱いが縮小傾向にあります。つい最近も金融機関にて、「紙の納付書」が取り扱いされない事例も発生しております。

1. キャッシュレス納付の主な方法

- ・ **ダイレクト納付（e-TAXによる口座引落）**
- ・ インターネットバンキング
- ・ クレジットカード納付
- ・ スマートフォン決済アプリによる納付
- ・ 振替納税（所定日に届出した口座から振替）

2. キャッシュレス納付のメリット

- ・ 金融機関や税務署へ出向く必要がない
- ・ 24時間いつでも納付手続きが可能
- ・ 納付手続の簡素化、迅速化

3. 当事務所の方針・ **ダイレクト納付をお勧めします！**

まだ、ダイレクト納付、振替納税をご利用されていないお客様は、

- (1) 国税・地方税共にダイレクト納付の振替手続きを行ってください。
手続きについて補足説明

① 国税（e-TAX）

オンライン提出：別紙オンライン提出の流れ参照

紙提出：ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書
→記載要領参照 銀行お届印を押印 所轄税務署に郵送

② 地方税（eL-TAX）

紙提出：地方税ダイレクト納付口座振替依頼書に必要事項明記、お届印を押印、都税県税事務所へ郵送。

- (2) 今後、当事務所にて、各税目を電子送信

納付依頼メールを御社へ送信、受信通知書が御社の所定アドレスにて受信、URLよりログイン、納税額確認 口座納付 納付完了

